## ダイホルタン (カプタホール)とは

ダイホルタンとは、過去に農薬登録のあった殺菌剤の種類名かつ商品名である。今回違法に販売されていたものの商品名は、「ホールエース」又は「ホールエイト」である。

過去に登録のあった農薬に関する情報は以下の通り。

- 1 種 類 名:ダイホルタン(ISO名:カプタホール(captafol))
  〔フタルイミド系殺菌剤〕
- 2 商 品 名:ダイホルタン
- 3 有効成分: N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキシミド
- 4 登録年月日:昭和39年12月4日 失効年月日:平成 元年12月25日
- 5 当時の製造業者:日本農薬、北興化学、日産化学、三共等
- 6 出荷数量:

				(単	·位:t,kl)
剤型(含有率)	S 60	61	62	63	H元年
水和剤(38,80%)	541	665	892	_	_

## 7 当時の主な適用

かんきつ(そうか病、黒点病、他)、りんご(斑点落葉病、黒星病、他)、たまねぎ、もも、すいか、しろうり、メロン、かぼちゃ、まくわうり、きゅうり、トマト、ぶどう、いちご、茶、キャベツ、なし、ばれいしょ

8 その他

毒性:普通物 ( 急性経口毒性:ラット雄 LDso 2500~6200)

mg/kg

魚毒性:C

登録時の基準

残留農薬基準値:キャベツ、大根: 1 ppm

日本なし、りんご:5 ppm

登録保留基準: 果実: 5 ppm

野菜、いも類、茶:1ppm

## 登録失効後

平成8年9月2日:残留基準値告示:全作物で検出不可(注)

(注)厚生省の食品衛生調査会で再評価がなされ、作物中に検出されてはいけないものとなった。その際「<u>動物試験において発ガン性が認められており、</u>無毒性量を評価しうるデータがないことから、ADIを取り消すことが適当である。」との評価がされた。